告 示

埼玉県告示第千二十六号

定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、 規定により次のとおり公示する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規 同条第四項の

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

						T
		一号	事第	県知	埼 玉	番 委
	ター	検査セン	たま住宅	法人さい	一般財団	関 性 計 第 判 定 る た 機 合 称
在地	務所の所	を行う事	定の業務	適合性判	構造計算	変更事項
	一番四号	中町一丁目十	京都武蔵野市	京事務所 東	構造判定部東	変 更 前
	士	区出	۱۱ ۲-	部	本如	変
	十二番三号	岸町七丁	たま市浦	埼玉県	部構造製	更
	方	目	浦和	県さ	判定	後
				月二十日	令和四年九	変更年月日